

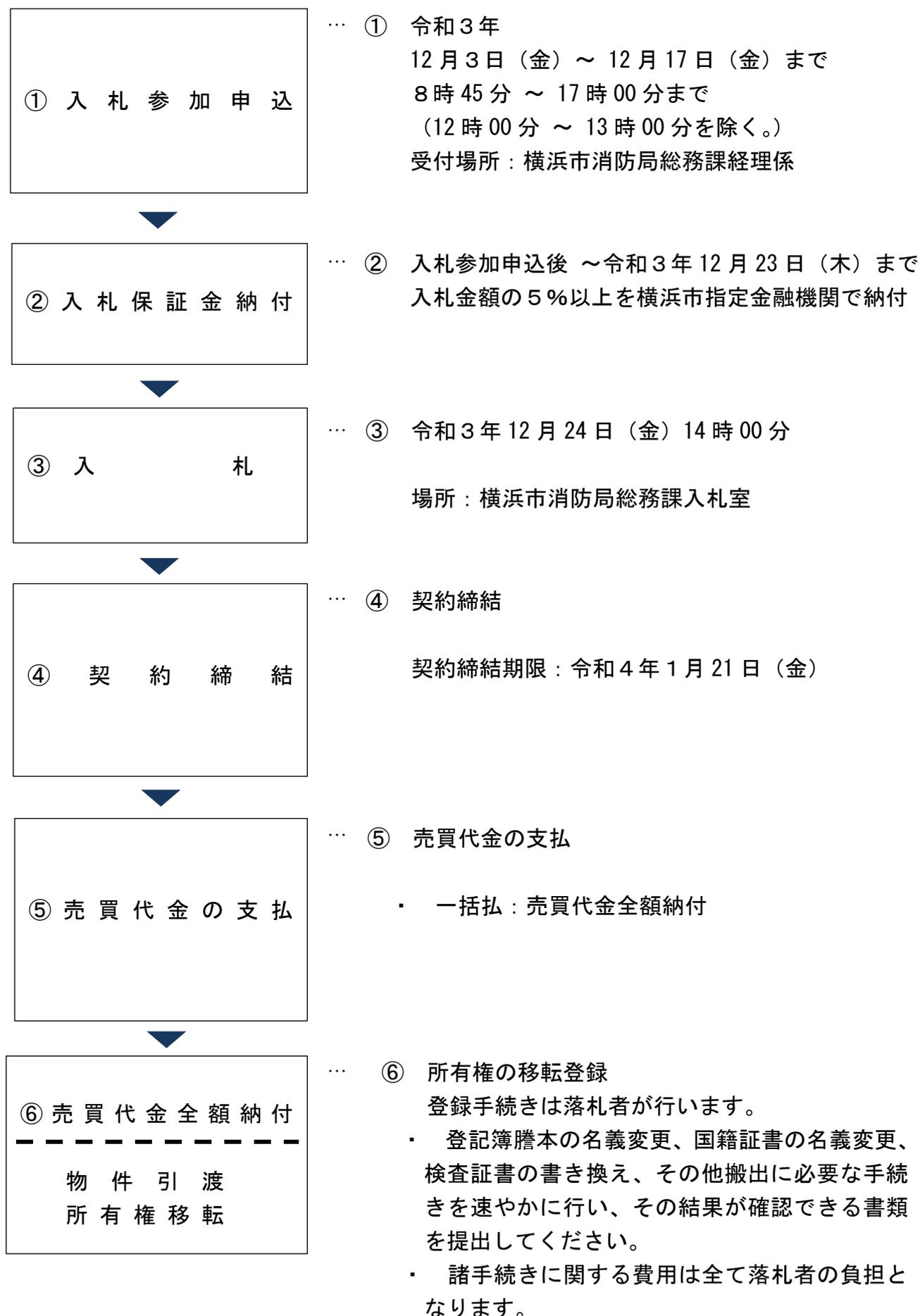
入札説明書

件名「消防艇まもり（船舶番号：131095）の売却（その2）」

（令和3年12月3日入札公告分）

横浜市消防局総務部施設課

<入札方式による売払いの流れ（概要）>



令和3年12月3日消防局公告第10号で公告した「消防艇まもりの売却」に係る入札等については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によります。

1 一般競争入札に付する物件

- (1) 消防艇まもり（船舶番号：131095） 一式

- (2) 売却する消防艇の概要
 - ア 名称：消防艇まもり（船舶番号：131095）
 - イ 竣工年月：平成元年3月
 - ウ 船舶番号：131095
 - エ 全長：28.95メートル
 - オ 総トン数：66.0トン
 - カ その他：「消防艇まもり売却仕様書」のとおり
- (3) 引渡場所
神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭1番地 鶴見水上消防出張所前 岸壁
- (4) 引渡し期限（名義変更等含む）
令和4年2月28日（月）
- (5) 入札方法
この入札は、総価により行います。
- (6) 最低売却価格
90,000円（税抜）

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けなければなりません。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条又は第7条に該当しない者であること。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項に違反する事実がない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体に該当しないものであること。

3 入札の参加申込

入札の参加にあたっては、本入札説明書を十分お読みのうえ、ご参加ください。

受付期間、場所及び方法は次のとおりです。

- (1) 受付期間

令和3年12月3日（金）から令和3年12月17日（金）まで

(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

受付時間：午前8時45分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所

電話、郵送による受付は行いません。直接来庁してお申し込みください。

横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地の9

横浜市消防局総務部総務課経理係（保土ヶ谷区総合庁舎5階）

担当：小豆澤

電話：045-334-6525（直通）

(3) 申込必要書類

ア 一般競争入札参加申込書（第1号様式）

イ 添付書類（**発行後3か月以内のもの**）

- ・ 法人の場合：資格証明書（※1）
- ・ 個人の場合：住民票（※2）、身分証明書（※3）
及び登記されていないことの証明書（※4） 各1通
- ・ 委任状（第2号様式）（※5）

（※1）資格証明書：法人の登記事項を証明する書類（法人登記簿謄抄本、代表者事項証明書等）

（※2）住民票：個人番号（マイナンバー）の記載のないもの

（※3）身分証明書：本籍地の市区町村が発行する、破産者名簿に記載がないこと、後見登記の通知を受けていないことなどを証明する書類

（※4）登記されていないことの証明書：各地方方法務局（本局）が発行する、成年後見の登記をされていないことを証明する書類。【成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない】ことの証明を取得してください。

（※5）必要な場合のみ。

（注）1 申込者は、落札者となった場合に契約の名義人となります。法人の場合は、担当者の名刺を一般競争入札参加申込書と併せて提出してください。

2 一般競争入札参加申込書に記入する際は、一般競争入札参加申込書の記入例を参照し、注意事項をよく御確認ください。

3 共有名義で申し込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。

4 その他、横浜市が必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

5 書類への押印は全て同一の印鑑を使用してください。（シャチハタは不可。）なお、落札となった場合には売買契約に関する書類（契約書等）についても同一の印鑑を使用させていただきますので、法人の場合は、代表者名（肩書）の入ったものをお願いします。

6 御提出いただいた書類は、理由にかかわらず返却できません。

7 申込書類に不備がある場合は、入札に参加できません。

(4) その他

ア 申込みを受け付けた場合は、次の書類を交付します。

- ・ 一般競争入札参加申込書（写し）
- ・ 保証金返還請求・申出事項（第3号様式）

- ・ 納付書（入札保証金振込用紙）
- ・ 入札書（第4号様式）
- ・ 誓約書（第5号様式）
- ・ 役員名簿（法人のみ）（第6号様式）

手続き及び、必要事項の記入・押印等を行ったうえ、入札日に必ず持参してください。

イ 代理人により入札参加の申込みを行う場合は、委任状（第2号様式）をご提出ください。

（注）① 法人がその社員に委託する場合は、委任状の提出は不要です。

② 委任者及び受任者双方とも実印を押印し、資格証明書及び印鑑証明書を添付してください。

③ 委任した場合、入札書に受任者の署名・押印（実印）がなければ、その入札は無効となります。

ウ 入札に関する書類（一般競争入札参加申込書、委任状、入札書、入札保証金返還請求書）へ押印する際はすべて同一の印鑑を使用してください。（シャチハタは不可。）なお、落札となった場合には売買契約に関する書類（契約書等）についても同一の印鑑を使用していただきます。

4 現場説明会

「消防艇まもり売却仕様書」に記載のとおりとします。

※ 現地で本船を確認しなくても入札への参加は可能ですが、その場合本船の状態を把握しているものとみなします。

5 質問及び回答

本売却物件に関し質問がある場合には、「一般競争入札に関する質問書」（第7号様式）に質問事項を記載のうえ、次のとおり電子メールにて送付してください。

なお、質問に対する回答は横浜市消防局ホームページ上において閲覧することができます（13参照）。

(1) 質問締切日時

令和3年12月10日（金） 午後5時まで

(2) 回答期限日時

令和3年12月14日（火） 午後5時まで

(3) 質問書送付先アドレス

sy-keiyaku@city.yokohama.jp

(4) 電子メールの件名

「「消防艇まもり（船舶番号：131095）の売却（その2）」に関する質問」と記載してください。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時：令和3年12月24日（金）午後2時から

※ 時間どおりに行います。直接来庁して入札に参加してください。遅刻した場合は入札に参加することはできません。

(2) 場所：横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地の9

横浜市消防局総務部総務課入札室（保土ヶ谷区総合庁舎5階）

（注）次の書類を必ず持参してください。

- ・ 一般競争入札参加申込書（写し）
- ・ 入札保証金返還請求書（記入・押印をお願いします。）
- ・ 入札保証金の領収書（写し）
- ・ 入札書（第4号様式）
- ・ 誓約書（第5号様式）
- ・ 役員名簿（法人のみ）（第6号様式）

7 入札方法

(1) 入札保証金の納付等

ア 入札保証金は、入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額とし、横浜市が交付した納付書により、横浜市指定金融機関（横浜銀行）で入札日前日までに納付してください。入札保証金が未納付・金額不足の入札は無効とします。

イ 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により還付します。

なお、還付には入札終了後2か月程度かかります。あらかじめご了承ください。

ウ 入札保証金には利息を付しません。

(2) 入札方法

入札は本市指定の入札書（別記様式1）を使用して行います。一度ご提出いただいた入札を取り消すことや入札書の記載を変更することはできません。また、郵送による入札は認めません。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 参加資格のない者が行った入札
- (2) 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- (3) 入札保証金の納付がないか、入札保証金が入札金額の100分の5に満たない入札
- (4) 入札保証金の振込領収証書の提示のない入札
- (5) 最低売却価格に達しない入札をしたもの
- (6) 入札書に押印がなく、かつ、「本件責任者及び担当者」の記載がない若しくは不備や訂正がある場合又は記載された担当者等の在籍が確認できない場合
- (7) その他入札要領において無効とするもの

9 落札者の決定方法

(1) 入札書をご提出いただいたあと、直ちに開札を行います。開札の結果、横浜市の最低売却価格以上の最高額の入札をした者をもって落札者と決定します。

(2) 落札となるべき最高額の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者又は入札に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定します。

(3) 入札結果は、すべての入札を対象として、その場で次の内容を公表します。

ア 法人が行った入札：商号及び入札金額

イ 個人が行った入札：「個人」であること（氏名の公表はしません。）及び入札金額

(4) 落札者・落札金額については本契約後、横浜市消防局ホームページにおいても公表します（13参

照)

(5) 再度の入札は行いません。

10 契約の締結等

(1) 契約の締結期限

契約の相手方が入札日から令和4年1月21日（金）を過ぎても契約書の取り交わしを行わないときは、落札者としての資格が失われ、入札保証金は横浜市に帰属することになります。また、契約を辞退した日から2年間、消防局による一般競争入札売払への入札参加資格が停止されます。

(2) 売買契約書

別添「公有財産売買契約書（即納）」をご参照ください。

(3) 身分証明書

個人の落札者は、契約書を取り交わす前に身分証明書（破産者名簿に記載がないこと、後見の登記の通知を受けていないことなどを証明するものです。）の提出が必要となります。

11 売買代金の支払方法

一括払

売買契約締結と同日かつ契約締結前までに全額納付していただきます。入札にあたって納付された入札保証金は売買代金に充当することができますので、充当する場合には契約締結日に売買代金から入札保証金を差し引いた金額を納付していただきます。

12 所有権の移転等

(1) 売買代金の納付が行われた後に所有権の移転を行い、物件を引き渡します。

(2) 売買契約書（横浜市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙、契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

12 暴力団の排除

(1) 平成24年4月1日に施行された「横浜市暴力団排除条例」に基づき、同条例第2条又は同条例第7条に規定された、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等及び暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、に該当する者（以下「暴力団等」という。）は、入札への参加はできません。また、神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者も入札への参加はできません。

(2) 暴力団等でないことを確認するため、落札者から個人情報を含む誓約書及び役員名簿（法人の場合）を提出していただきます。

(3) 誓約書及び役員名簿に基づき、神奈川県警察本部長及び公安調査庁に対し、暴力団等でないことを確認するために照会します。その際、収集した個人情報を警察及び公安調査庁に提供します。

(4) 照会の結果、(1)に該当すると回答のあった落札者とは契約を行いません。また、すでに契約済みの場合は、契約を解除します。

13 担当窓口

【書類の提出先・お問い合わせ窓口】

〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地の9
横浜市消防局総務部総務課経理係（保土ヶ谷区総合庁舎5階）
担当：小豆澤
電話：045-334-6525（直通）

【横浜市消防局ホームページ（入札・契約情報）】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2021/sonota/shobo/mamori.html>

入札の中止、入札の結果等に関する情報は、上記ホームページ上にて告知いたします。

14 その他

入札説明書入手された方は、これを入札以外の目的で使用できません。

<参考>

契約にあたっての印紙税額

売買代金（契約金額）	税額（収入印紙）
1万円以上 10万円以下	200円
10万円以上 50万円以下	400円
50万円以上 100万円以下	1,000円
100万円以上 500万円以下	2,000円

入札要領

- 第1条 入札希望者は、入札公告（消防局公告第10号）、入札説明書、消防艇まもり売却仕様書、公有財産売買契約書（即納）及び本要領を熟読のうえ入札してください。
- 第2条 現物と公示数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- 第3条 代理人により入札する場合は、一般競争入札参加申込書提出時に必ず委任状を提出してください。
- 第4条 入札は本市指定の入札書を使用して行います。入札日に必要書類とともに持参し、郵送による入札は認めません。
- 第5条 入札者は入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を納付してください。
- 第6条 入札書には、入札者の住所氏名を記入の上、押印するものとします。押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記しなければなりません。また金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 第7条 提出済みの入札書は、その事由の如何に拘わらず、引換、変更又は取消を行うことはできません。
- 第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4、横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号）第2条又は第7条の規定に該当する者がした入札
 - 2 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反する事実がある者がした入札
 - 3 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体がした入札
 - 4 横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者がした入札
 - 5 入札参加申込書を提出していない者がした入札
 - 6 郵送をもって、入札書を送付してきた入札
 - 7 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
 - 8 入札保証金の納付がないか、入札保証金振込領収証書の提示のない入札
 - 9 納付した入札保証金が入札金額の100分の5（円未満切上げ）に満たない入札
 - 10 最低売却価格に達しない入札
 - 11 同一の物件に対して1人で2通以上の入札をした入札
 - 12 入札書に入札者の住所、氏名の記入のない入札
 - 13 入札書に入札者の押印がなく、かつ、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない若しくは不備がある、訂正をしている、又は在籍が確認できない場合
 - 14 代理人による入札において、入札書に代理人の住所、氏名の記入及び委任状の添付のない入札
 - 15 入札書に金額の記載がないか、金額を訂正した入札

16 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第19条に該当する入札

17 その他横浜市が入札書不完全と認めた入札

第9条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合には市の指定した者を立会させて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

第10条 落札者は、市の最低売却価格以上で最高額の入札をした者をもって決定します。ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは直ちにくじによって落札者を決定します。

この場合入札者がくじを引かないときは、市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

第11条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第12条 入札保証金は、落札者を除き、銀行振込によりお返しします。落札者の入札保証金は、第14条に定める売買代金の納付の際、売買代金の一部に充当することができます。なお、落札者が入札保証金の返還を希望する場合は、契約締結後（売買代金の納付確認後）にお返しします。

第13条 落札者との契約は、令和4年1月21日までに行います。契約を締結しない場合には、落札者としての資格が失われ、入札保証金は横浜市に帰属することになります。

第14条 落札者は、契約締結の際、売払代金の全額を納付してください。

第15条 落札者は、「消防艇まもり売却仕様書」で定める履行期限までに本船を物件所在地から搬出しててください。

なお、本船の引取が履行期限以後に行われた場合、遅延金を徴収します。

第16条 本船を履行期限までに引き取らなかったことに起因する事故の費用については、全て落札者の負担とします。

第17条 本要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、横浜市暴力団排除条例、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）の定めるところにより処理します。

<参考>

地方自治法

（職員行為の制限）

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同

様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

横浜市暴力団排除条例

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) （省略）

(2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（契約に関する事務における暴力団排除）

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務（事情に規定する事業に関する事務を除く。）の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他必要な措置を講ずるものとする。

神奈川県暴力団排除条例

（利益供与の禁止）

第23条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

(2) 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資す

ること。

- (2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。
- (3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。
- (4) 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。
- (5) 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物（現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。）の増築、改築又は修繕を請け負うこと。
- (6) 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は、暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

横浜市契約規則

（入札の無効）

第19条 市長が、次の各号の一に該当すると認めるときは、その入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格のない者が入札したとき、又は第15条第7項に規定する委任状及び書類を提出しない代理人が入札したとき。
- (2) 入札書（電子入札案件にあっては、第15条第3項に規定する入札金額その他別に定める事項を記録した電磁的記録）が所定の日時まで（電子入札案件にあっては、所定の入札期間内）に提出されず、又は到達しないとき。
- (3) 第15条第5項の規定により市長が方法を特定した場合に当該特定した方法以外の方法により入札したとき。
- (4) 入札保証金等の納付を要する入札において、これを納付しないとき。
- (5) 入札事項の表示がないとき、若しくは不明なとき、又は一定の金額をもって価格若しくは価額を表示しないとき。
- (6) 同一事項に対し2通以上の入札をしたとき。
- (7) 他人の代理をかね、または2人以上の代理をしたとき。
- (8) 入札書に記名押印のないとき。
- (9) 電子入札案件において第15条第3項に規定する方法によらないとき。
- (10) 入札に関し不正の行為があったとき。
- (11) その他この規則または市長の定める条件に違反したとき。

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

申 込 者	住所	〒	
	刀 卅		
	氏名	印	
	電話	()	—

※ 押印を省略する場合は、以下の「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載が必須です。

	本件責任者	担当者
部署名(任意)		
刀 卅		
氏 名		
電 話		

次の売払における一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

1 入札参加案件

件 名 : 消防艇まもり (船舶番号: 131095) の売却 (その2)
 告 告 日 : 令和3年12月3日 (金)
 告 告 番 号 : 消防局公告第10号

注) 1 押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」欄の氏名及び連絡先は必ず記載してください。また、その際、以下に該当する場合は参加資格を満たさないものとします。

- (1) 訂正、不備がある。
- (2) 本件責任者・担当者欄の両方又は片方に記載がない (同一の場合は「同左」でも可)。
- (3) 記載のある者の在籍が確認できない。

2 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と読み替えるものとします。

2 確認事項

- (1) 申込者は、次に掲げる者でないことを誓約します。
 - ア 地方自治法第238条の3の規定に定められた公有財産に関する事務に従事する者
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - ウ 横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者
 - エ 横浜市暴力団排除条例第2条又は第7条の規定に定められた者
 - オ 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
 - カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- (2) 落札となった場合は横浜市の指定する書類を提出し、その情報を横浜市が神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

3 添付書類

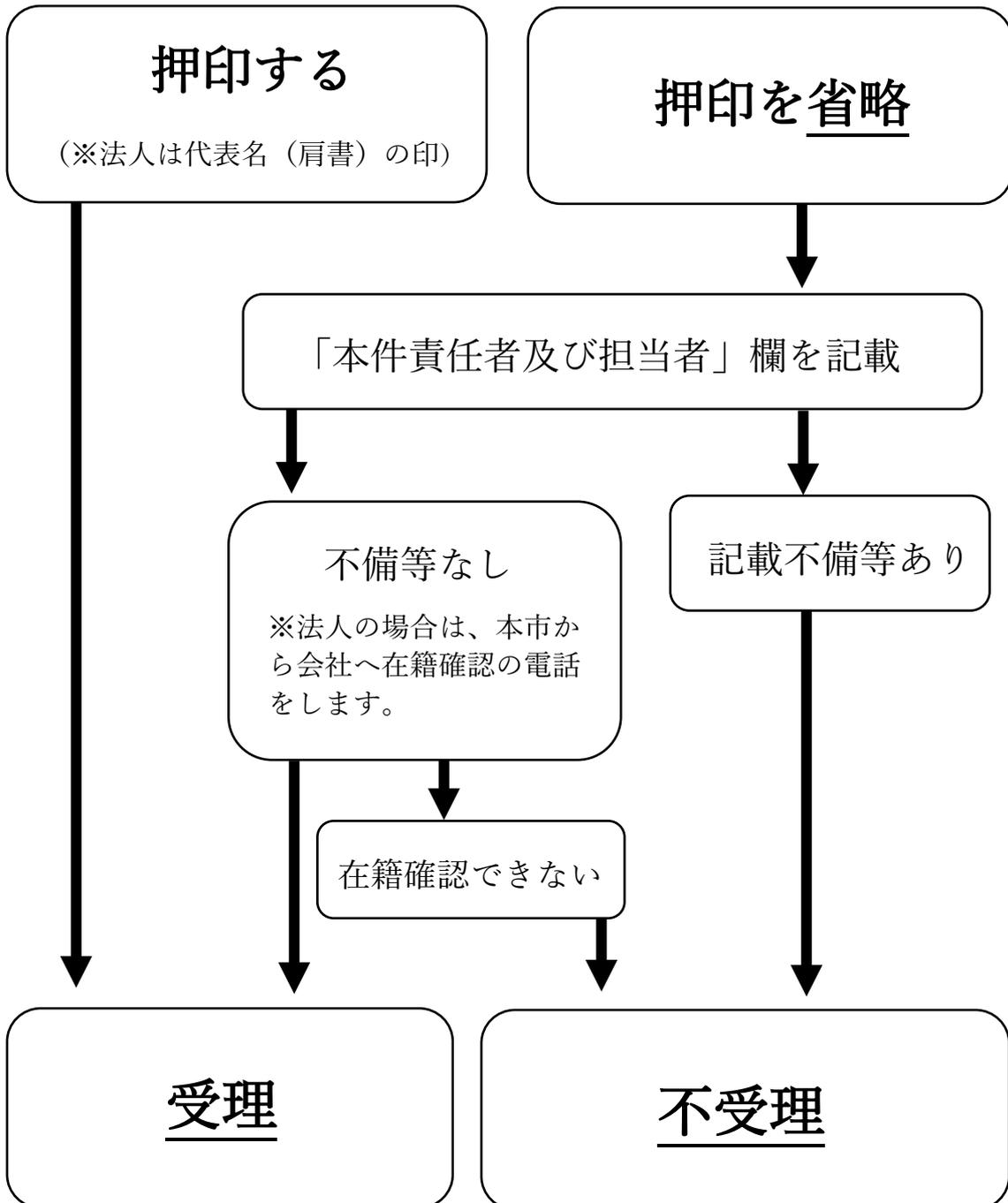
- 個人の場合 住民票※ (発行後3か月以内のもの)
 ※個人番号 (マイナンバー) の記載のないもの
 身分証明書、登記されていないことの証明書
- 法人の場合 資格証明書 (発行後3か月以内のもの)

受 付 印

横浜市 使用欄	横浜市担当者名	
	責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分
	確認方法	電話・メール・対面（本人確認書類）
	責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	

入札参加申込書の 押印 について

- ◆ 押印は省略することができます。その場合は、「本件責任者及び担当者」欄への 記載が必須 になります。
- ◆ 以下のフロー図及び次ページの記載例を参考にお申し込みください。



一般競争入札参加申込書

令和〇年 〇月 〇日

横浜市契約事務受任者

申 込 者	住所	〒123-4567 〇〇県〇市〇〇		契約まで同一の印。 法人の場合は代表者名(肩書)の入ったもの
	フリガナ	株式会社〇〇		
	氏名	株式会社〇〇 代表取締役 消防花子		印
	電話	(045) 123 - 1234		

押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の記載必須

原則、固定電話番号を記載してください。押印がなく、かつ、未記載や連絡がつかない場合は参加資格を満たさないものとして扱います。

本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載が必須です。

	本件責任者		担当者
部署名(任意)	〇〇部		
フリガナ	ショウボウ	タロウ	
氏名	消防	太郎	同左
電話	(045)123-1234		

責任者・担当者両方のフルネームを記載してください。

おける一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

参加案件

名 : 消防艇まもり (船舶番号 : 131095) の売却 (その2)

公告日 : 令和3年12月3日(金)

注意:

- ・「本件責任者及び担当者」を記載してください。(押印を省略する場合は必須)
- ・個人の場合も「本件責任者及び担当者」欄に氏名・電話を記載してください。(共有名義の場合は代表者)
- ・「押印」、「本件責任者及び担当者」欄の記載いずれもない場合は、不受理となります。なお、「本件責任者及び担当者」の訂正はできません。(記載不備として不受理となります。)

書き損じた場合は、次のサイトから様式をダウンロードし、両面印刷の上再作成してください。

↓
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/shiyuchi/kaitai/baikyaku/nyuusatu.html>



※裏面の「横浜市使用欄」には何も記載しないでください。

3 添付書類

- 個人の場合 住民票※ (発行後3か月以内のもの)
※個人番号 (マイナンバー) の記載のないもの
身分証明書、登記されていないことの証明書
- 法人の場合 資格証明書 (発行後3か月以内のもの)

受付印

--

委任状

代理人 住所

氏名

印

私は上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の市有財産（動産）の売払における一般競争入札に関する一切の権限

件名 : 消防艇まもり（船舶番号：131095）の売却（その2）
公告日 : 令和3年12月3日
公告番号 : 消防局公告第10号

令和 年 月 日

委任者

住所

氏名

実印

※ 添付書類

- 1 個人の場合：住民票※（発行後3か月以内のもの）
※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの
登記されていないことの証明書
- 2 法人の場合：資格証明書（発行後3か月以内のもの）

令和3年 月 日

契約事務受任者
横浜市消防局長住 所
氏 名

印

入札保証金返還請求書

次の入札の参加にあたって納付した入札保証金について、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合は、次の口座に振り込んでください。

参加する入札	消防艇まもり（船舶番号：131095）の売却（その2）										
請求金額 （納付済の入札保証金）		億	千	百	十	万	千	百	十		円
請求書番号											
振込 先	金融機関名						銀行 金庫	支店			
	預金種別	普通預金		当座預金		その他（ ）					
	口座番号	（右詰め）									
	口座名義人氏名	フリガナ（ ）									

注）返還には、入札終了後2か月程度を要します。

令和3年 月 日

契約事務受任者
横浜市消防局長

売買契約に関する申出事項

「消防艇まもり（船舶番号：131095）の売却（その2）」により物件を落札した場合には、契約手続等について次のとおり申し上げます。

※該当箇所には「レ」を付けた上、必要事項を御記入ください。なお、記入された内容については、物件が落札された場合にのみ使用し、その他の場合には使用しません。

件名	消防艇まもり（船舶番号：131095）の売却（その2）										
連絡 先 ・ 書類 郵送 先	□ 法人	社 名									
		部 署 名					担 当 者				
		所 在	〒 —								
	電 話 番 号	— —				F A X	— —				
	□ 個人	氏 名									
		住 所	〒 —								
電 話 番 号		— —				F A X	— —				
支払 方法	一括払										
契約 予定日	令和 年 月 日 （予定日があれば、御記入ください。空欄可）										

入 札 書

横浜市契約事務受任者

住 所 :
商号又は名称 :
代表者職氏名 :

印

金 額			億	千	百	十	万	千	百	十		円
-----	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---

「消防艇まもり（船舶番号：131095）の売却（その2）」入札説明書を承知のうえ、上記のとおり入札します。

※ 押印を省略する場合は、以下の「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載が必須です。

	本件責任者	担当者
部署名(任意)		
フリガナ		
氏名		
電話		

- (注) 1 入札金額は、算用数字ではっきりと記載し、数字の前に必ず「¥」マークを記載してください。
- 2 入札金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
- 3 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。
- 4 参加申込書等と同じ印鑑で押印してください。
- 5 押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」を記載してください。
- 押印がなく、かつ、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない若しくは不備や訂正がある場合又は記載された担当者等の在籍が確認できない場合は、入札無効とします。

横浜市 使用欄	横浜市担当者名	
	責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分
	確認方法	電話・メール・対面（本人確認書類）
	責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名	

横浜市長 山中 竹春

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

印

生 年 月 日

年 月 日生

誓 約 書

私(及び役員)は、横浜市が横浜市暴力団排除条例に基づき、不動産売買契約により暴力団の活動を助長すること、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者を、入札、契約から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約し、かつ同意します。

- 1 私(及び役員)は、不動産売買契約に際し、横浜市暴力団排除条例第2条又は第7条に定める者のいずれにも該当しません。また、神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実はありません。
 - 2 私(及び役員)は、横浜市暴力団排除条例第2条又は第7条に定める者の該当の有無を確認するため、横浜市への役員名簿の提出に同意します。
 - 3 私(及び役員)は、私が本誓約書1に該当する者であるか否かを確認するため、横浜市が本誓約書及び役員名簿を、神奈川県警察に提供することに同意します。
 - 4 神奈川県警察から通報、又は横浜市の調査により、私が本誓約書1で誓約した内容と異なる事実が判明した場合は、横浜市暴力団排除条例及び横浜市契約規則に基づき、横浜市が不動産売買契約を締結しないこと、又は不動産売買契約を解除することを承知し、かつ同意します。
- (5 私は、役員名簿に記載されたすべての役員に誓約内容を説明し、同意を得ています。)

様式第6号

役員名簿

法人所在地 _____

フリガナ

商号又は名称 _____

1	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
2	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
3	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
4	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
5	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
6	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
7	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
8	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
9	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				

10	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
11	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
12	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
13	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
14	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
15	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
16	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
17	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
18	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
19	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				
20	フリガナ		役職	性別	生年月日
	氏名				
	住所				

一般競争入札に関する質問書

令和 年 月 日

商号又は名称：

代表者職氏名：

担当者氏名：

電話番号：

FAX 番号：

電子メール：

公告番号：消防局公告第10号

件名：消防艇まもり（船舶番号：131095）の売却（その2）

仕様書等該当箇所	質問内容

※ 注意事項

- ・ 提出方法は、電子メールとします。
- ・ 個人の方は担当者氏名を氏名（個人）に読み替えて記載してください。
- ・ 提出先アドレス sy-keiyaku@city.yokohama.jp

公有財産売買契約書（即納）

[一括払]

売払人横浜市（以下「売払人」という。）と買受人（ 落札者名 ）
（以下「買受人」という。）とは、次の条項により公有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売払人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、別紙消防艇まもり売却仕様書のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金（ 契約金額 ） 円とする。

2 前項の売買代金のうち、金（ 入札保証金納付額 ） 円は入札保証金により充当するものとする。

（売買代金の納付）

第4条 買受人は、売買代金のうち入札保証金を除いた金（ 残代金額 ） 円を、売払人の発行する納入通知書により本契約締結と同時に納付しなければならない。

（所有権の移転及び登録の抹消）

第5条 売買物件の所有権は、買受人が売買代金を完納したとき、買受人に移転する。

2 買受人は、売買物件の所有権が移転した後、必要な名義変更手続きを速やかに行い、その結果が確認できる書類を売払人に提出する。

（売買物件の引渡し）

第6条 売買物件は、買受人が売買代金を完納したとき、売払人から買受人に引き渡されたものとし、買受人は、この物件の受領書を売払人に提出する。

（遅延金の徴収）

第7条 買受人は、別紙消防艇まもり売却仕様書に定める履行期限までに売買物件を引き取らなければならない。履行の遅延が発生した場合、遅延した日数に応じた遅延金を徴収する。

（契約不適合）

第8条 買受人は、この契約締結後に、売買物件に数量の不足その他本契約

の内容に適合しないものを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、前条に定める引渡しの日から2年間は、この限りではない。

（契約の解除）

第9条 売払人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 売払人は、前項に定めるもののほか、神奈川県警察本部からの通知等に基づき、買受人が次の各号に掲げる者であることが判明したときには、何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

(1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）

(2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者

3 前2項の場合において、解除により買受人に損害が生じても、売払人はその損害の賠償の責を負わないものとする。

（返還金等）

第10条 売払人は、前条に定める解除権を行使したときは、買受人が支払った売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さない。

2 売払人は、前条に定める解除権を行使したときは、買受人の負担した契約の費用は返還しない。

3 売払人は、前条に定める解除権を行使したときは、買受人が支払った違約金及び買受人が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

（用途制限等）

第11条 買受人は、この契約の締結日から5年間、本売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本売買物件を第三者に譲渡し、

若しくは本売買物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(実地調査等)

第12条 売払人は、この契約の履行に関し、必要があると認めるときは、実地に調査し、又は買受人に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 買受人は、正当な理由がなく前項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(用途制限義務及び実地調査等の違反に対する措置)

第13条 買受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、売買代金の10分の3に相当する金額を違約金として売払人に支払わなければならない。

(1) 第8条第2項の規定により、売払人が契約を解除したとき。

(2) 第10条の規定に違反したとき。

2 買受人は、前条第2項の規定に違反して正当な理由がなく同条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ったときは、売買代金の10分の1に相当する金額を違約金として売払人に支払わなければならない。

3 前2項に定める違約金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しない。

(原状回復等)

第14条 買受人は、売払人が第8条の規定により解除権を行使したときは、売買物件を原状に回復し、売払人の立会い及び確認を得て売払人の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、売払人が売買物件を原状に回復させる必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 買受人は、前項の規定により売買物件を売払人に返還するときは、売払人の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記の承諾書等を売払人に提出しなければならない。

3 買受人は、第1項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を売払人に支払わなければならないものとする。また、買受人の責に帰すべき事由により売払人に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を売払人に支払わなければならないものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 買受人は、この契約の履行に当たって、横浜市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等から不

当介入を受けた場合は、遅滞なく売払人に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力などをしなければならない。

(損害賠償)

第16条 買受人は、この契約に定める義務を履行しないため売払人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売払人に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第17条 売払人は、第9条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が第12条に定める違約金又は第13条第3項若しくは前条に定める損害賠償金を売払人に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

(疑義の決定)

第19条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、売払人及び買受人の双方が協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第20条 この契約に関する訴訟の提起等は、売払人の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、それぞれに売払人及び買受人が記名押印うえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売 払 人 横浜市 横浜市中区本町六丁目50番地の10
横 浜 市
横浜市契約事務受任者
横浜市消防局長 松原 正之

⑩

買 受 人

⑩